

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成28年 5月11日
【会社名】	株式会社西京銀行
【英訳名】	THE SAIKYO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 平岡 英雄
【本店の所在の場所】	山口県周南市平和通一丁目10番の2
【電話番号】	(0834) 31-1211 (代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部主計部長 林 真司
【最寄りの連絡場所】	広島市南区の場町一丁目3番7号 株式会社西京銀行 広島支店
【電話番号】	(082) 261-7141 (代表)
【事務連絡者氏名】	広島支店長 河村 唯志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	優先株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,350,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社西京銀行 広島支店 (広島市南区の場町一丁目3番7号) 株式会社西京銀行 福岡支店 (福岡市博多区博多駅前三丁目4番2号)

- (注) 1 募集金額は、本有価証券届出書提出日現在の金額を記載しております。  
2 広島支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者のご便宜のため有価証券届出書の写しを備えるものであります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
第二種優先株式	4,350,000株	(注) 2、3、4、5

##### (注) 1 発行決議

本有価証券届出書による第二種優先株式に係る募集は、平成28年6月24日（金）開催予定の第108期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において必要な定款変更及び第二種優先株式の発行に係る議案が承認されることを条件として、平成28年5月11日（水）開催の取締役会において決議されております。

- 2 平成28年5月11日（水）開催の取締役会において決議されております第二種優先株式の発行可能株式数は5,000,000株であります。本有価証券届出書に記載の第二種優先株式の発行数4,350,000株は、本有価証券届出書提出日現在の割当予定先の総数であり、当該割当予定先の概況を把握することを目的とした割当予定先に対する調査等に基づき記載しております。第二種優先株式に係る勧誘は本有価証券届出書提出後に行うため、本有価証券届出書提出日現在では発行数は確定しておらず、勧誘の結果によっては発行数が追加になる可能性がありますので、割当予定先が確定した段階で本有価証券届出書の訂正届出書を提出することといたします。
- 3 第二種優先株式の特質等  
第二種優先株式は、平成38年7月21日をもって、当行の普通株式を対価として、当行が、当該日において当行に取得されていない第二種優先株式の全てを一斉取得する旨を定めております。これらの詳細については下記（注）4に記載のとおりであります。
- 4 第二種優先株式の内容は以下のとおりです。

##### (1) 第二種優先配当金

###### 1) 第二種優先配当金の額

当行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）又は第二種優先株式の登録株式質権者（以下「第二種優先登録株式質権者」といい、第二種優先株主とあわせて「第二種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主とあわせて「普通株主等」という。）に先立ち、第二種優先株式1株当たり、第二種優先株式の払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に対し、年率2.00%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（平成29年3月31日に終了する事業年度にあっては平成28年7月19日。いずれにおいても同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）により算出される額の金銭を支払う（以下、事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第二種優先配当金」という。）。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として第二種優先株主等に剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の累積額を控除する。

###### 2) 非累積条項

ある事業年度において第二種優先株主等に対して支払う剰余金の配当の合計額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

###### 3) 非参加条項

第二種優先株主等に対しては、第二種優先配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

##### (2) 残余財産

###### 1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

###### 2) 非参加条項

第二種優先株主等に対しては、上記1)のほか、残余財産の分配は行わない。

##### (3) 議決権

- 1) 第二種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。

- 2) 当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(4) 金銭を対価とする取得条項

1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、平成33年7月20日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、第二種優先株主等に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記2)に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、当行が第二種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第二種優先株式はあん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。

2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を交付する。

(5) 普通株式を対価とする取得条項

1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、平成38年7月21日(以下「一斉取得日」という。)をもって、一斉取得日において当行に取得されていない第二種優先株式の全てを一斉取得する。この場合、当行は、第二種優先株式を取得するのと引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記2)に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

2) 一斉取得価額

イ. 一斉取得日に先立つ45連続取引日(同日を含む)の期間において、当行の普通株式が上場等(金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場への上場又は登録をいう。以下同じ。)をしている場合

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の当行の普通株式の上場等をしている取引所等(金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場をいう。)における当行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額(下記3)に定義する。以下同じ。)を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

ロ. 上記イ. 以外の場合

一斉取得日における連結BPS(以下に定義する。以下同じ。)とする。「連結BPS」とは、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針35項に従い、直近の継続開示書類(直近の当行の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書(連結BPSに関するこれらの訂正報告書を含む。))に記載の連結財務諸表における貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、少数株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算した1株当たり純資産額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、当該直近の継続開示書類が開示された後において、下記4)に定める下限取得価額の調整事由が生じた場合においては、下記4)に定める調整後下限取得価額の計算における「下限取得価額」をいずれも「一斉取得価額」と読み替えて、一斉取得価額を調整するものとする。かかる調整の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

3) 下限取得価額

下限取得価額は、第二種優先株式の発行日における連結BPSに0.5を乗じた金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする(ただし、下記4)による調整を受ける。)

## 4) 下限取得価額の調整

- イ. 第二種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式(以下「下限取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ( ) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記八.( )に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本4)において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は、当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)
- 調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- ( ) 株式の分割をする場合  
調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数(ただし、基準日における当行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。
- ( ) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本( )、下記( )及び( )並びに下記八.( )において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
- 調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。
- 上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。
- ( ) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又は下記ロ.と類似する希薄化防止のための修正を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合
- 調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。
- ( ) 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
- 調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得条項付株式等の取得日の翌日以降、これを適用する。
- ( ) 株式の併合をする場合  
調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数(効力発生日における当行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

ロ. 上記イ.( )ないし( )に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

ハ.( )下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(同日を含む)の期間において、当行の普通株式が上場等をしている場合は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の終値の平均値(平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とし、かかる期間において当行の普通株式が上場等をしていない場合は、連結BPSとする。

( )下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

( )下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.( )ないし( )に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

( )下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.( )の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.( )及び( )の場合には0円、上記イ.( )及び( )の場合には価額とする。

ニ. 上記イ.( )ないし( )及び上記ハ.( )において「価額」とは、取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.( )において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.( )に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.( )ないし( )において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.( )ないし( )の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ. 柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。

#### 5) 合理的な措置

上記3)及び4)に定める下限取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

#### (6) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

##### 1) 分割又は併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

##### 2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

#### (7) 優先順位

第二種優先株式と当行の発行する他の種類の優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

## (8) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

## (9) その他

上記各項は、必要な定款変更及び各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

5 単元株式数は1,000株です。

6 当行は、第二種優先株式のほかに普通株式及び第一種優先株式についての定款の定めを置いております。第一種優先株式に係る議決権につきましては、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等を勘案して、第一種優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有さず、かつ、当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、第一種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないこととしております。

また、本株主総会において定款変更に係る議案が承認された場合は、第三種優先株式及び第四種優先株式についての定款の定めも置かれますが、その議決権の定めは第一種優先株式及び第二種優先株式と同様です。

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	4,350,000株	4,350,000,000	2,175,000,000
一般募集			
計（総発行株式）	4,350,000株	4,350,000,000	2,175,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は2,175,000,000円であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,000	500	1,000株	平成28年7月11日（月）～ 平成28年7月19日（火）	1株につき 1,000	平成28年7月19日（火）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、申込証拠金を振込むこと（申込証拠金には利息を付しません。）とし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込む（申込証拠金を払込金として取扱います。）ものとします。

4. 払込期日までに、第二種優先株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、第二種優先株式に係る割当は行われないこととなります。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社西京銀行 本店	山口県周南市平和通一丁目10番の2

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社西京銀行 本店	山口県周南市平和通一丁目10番の2

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
4,350,000,000	38,000,000	4,312,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用は、弁護士費用、登記関連費用及びアドバイザー・フィー等からなり、38,000,000円を予定しております。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限4,312,000,000円のうち、2,020,000,000円については、平成28年7月19日に第一種優先株式の取得に支出する予定です。残額については、当行グループの財務基盤の強化のため、平成28年9月期において、全額を地元中小企業等向け貸出金等運転資金に充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

本有価証券届出書による第二種優先株式の発行による増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）に係る割当予定先のうち、27先については「割当予定先の概要」及び「当行との関係」を記載しております。また、割当予定株数が43,500株（第二種優先株式発行総数の1%程度）に満たない62先については「名称（氏名）・住所・割当予定株数」のみとする簡略な記載とさせていただきます。

割当予定株数が第二種優先株式発行総数の1%程度に満たない割当予定先につきましては、当該割当予定株数とともに、その経営・事業の状況（法人）や現時点における当行との関係も踏まえ、量的及び質的観点から開示に係る重要性は低いものと判断し、簡略な記載としております。

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社長府製作所	
	割当株数	500,000株	
	本店の所在地	山口県下関市長府扇町2番1号	
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第62期（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日） 平成28年3月30日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	384,000株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 367,000株 第一種優先株式 50,000株 計 417,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a . 割当予定 先の概要	名称	東ソー株式会社	
	割当株数	300,000株	
	本店の所在地	山口県周南市開成町4560番地	
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第116期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日） 平成27年6月26日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第117期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日） 平成27年8月13日 関東財務局長に提出 第117期第2四半期（自平成27年7月1日 至平成27年9月30日） 平成27年11月12日 関東財務局長に提出 第117期第3四半期（自平成27年10月1日 至平成27年12月31日） 平成28年2月12日 関東財務局長に提出 四半期報告書の訂正報告書 第117期第2四半期（自平成27年7月1日 至平成27年9月30日） 平成28年2月2日 関東財務局長に提出	
b . 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	1,377,233株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 416,160株 第一種優先株式 300,000株 計 716,160株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	株式会社トクヤマ	
	割当株数	300,000株	
	本店の所在地	山口県周南市御影町1番1号	
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第151期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日） 平成27年6月25日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第152期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日） 平成27年8月11日 関東財務局長に提出 第152期第2四半期（自平成27年7月1日 至平成27年9月30日） 平成27年11月13日 関東財務局長に提出 第152期第3四半期（自平成27年10月1日 至平成27年12月31日） 平成28年2月12日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	971,645株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 497,309株 第一種優先株式 300,000株 計 797,309株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	日本国土開発株式会社	
	割当株数	260,000株	
	本店の所在地	東京都港区赤坂四丁目9番9号	
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第86期（自平成26年6月1日 至平成27年5月31日） 平成27年8月28日 関東財務局長に提出 半期報告書 第87期中（自平成27年6月1日 至平成27年11月30日） 平成28年2月29日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	4,662,000株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 1,131,710株 第一種優先株式 250,000株 計 1,381,710株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社中電工	
	割当株数	200,000株	
	本店の所在地	広島市中区小網町 6 番12号	
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第99期（自平成26年 4 月 1 日 至平成27年 3 月31日） 平成27年 6 月26日 中国財務局長に提出 四半期報告書 第100期第 1 四半期（自平成27年 4 月 1 日 至平成27年 6 月30日） 平成27年 8 月11日 中国財務局長に提出 第100期第 2 四半期（自平成27年 7 月 1 日 至平成27年 9 月30日） 平成27年11月12日 中国財務局長に提出 第100期第 3 四半期（自平成27年10月 1 日 至平成27年12月31日） 平成28年 2 月 9 日 中国財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	213,764株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 610,000株 第一種優先株式 150,000株 計 760,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	電気工事、保守等委託	

a. 割当予定先の概要	名称	富士高圧フレキシブルホース株式会社	
	割当株数	150,000株	
	本店の所在地	山口県光市島田 6 丁目 2 番20号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 藤井 佑三	
	資本金	48百万円（平成28年 3 月末現在）	
	事業内容	建設機械部品等製造	
	主たる出資者及び出資比率	藤井 勝 28% 藤井 佑三 20% 藤井 稔 17% （平成28年 3 月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 100,000株 第一種優先株式 30,000株 計 130,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a . 割当予定 先の概要	名称	株式会社ビジネスアシスト	
	割当株数	100,000株	
	本店の所在地	山口県下関市卸新町 8 番地 5	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 山根 康男	
	資本金	30百万円（平成27年 4 月末現在）	
	事業内容	情報サービス業	
	主たる出資者及び出資比率	山根 康男 68.7% 山根 三千枝 11.4% 安田 恵子 3.8% 古田 堅造 8.3% 永島 京子 7.6% （平成27年 4 月末現在）	
b . 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割 当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有して いる当行の株式の数	-
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引・融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	求人・商品広告に利用	

a . 割当予定 先の概要	名称	小松印刷株式会社	
	割当株数	100,000株	
	本店の所在地	香川県高松市香南町由佐2100番地 1	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 小松 秀敏	
	資本金	90百万円（平成28年 3 月末現在）	
	事業内容	チラシ・パンフ・ポスター等の印刷製本 紙器加工事業	
	主たる出資者及び出資比率	小松 照弘 35.3% 小松 秀敏 35.3% 従業員持株会 11.8% 小松 義彦 9.8% （平成28年 3 月末現在）	
b . 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割 当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有して いる当行の株式の数	-
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	光東株式会社	
	割当株数	100,000株	
	本店の所在地	山口県光市浅江5丁目27番18号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 東 日出夫	
	資本金	47百万円（平成28年3月末現在）	
	事業内容	建設機械リース及び販売修理	
	主たる出資者及び出資比率	東 日出夫 41% 東 亮介 12% 東 靖文 7% （平成28年3月末現在）	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割 当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有して いる当行の株式の数	普通株式 34,000株 計 34,000株
	人事関係	該当事項ありません。	
	資金関係	預金、融資取引	
	技術関係	該当事項ありません。	
	取引関係	該当事項ありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	カワノ工業株式会社	
	割当株数	100,000株	
	本店の所在地	山口県柳井市柳井1740番地1	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 河野 和明	
	資本金	480百万円（平成28年3月末）	
	事業内容	セメント二次製品製造販売	
	主たる出資者及び出資比率	河野 通晴 13.7% 河野 和明 10.9% （平成28年3月末）	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割 当予定先の株式の数	103,000株
		割当予定先が保有して いる当行の株式の数	普通株式 110,000株 計 110,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	大晃機械工業株式会社	
	割当株数	100,000株	
	本店の所在地	山口県熊毛郡田布施町大字下田布施209-1	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 木村 晃一	
	資本金	55百万円（平成28年3月末現在）	
	事業内容	一般機械器具製造業	
	主たる出資者及び出資比率	木村 晃一 62.5% （平成28年3月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 155,027株 計 155,027株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	山口合同ガス株式会社	
	割当株数	100,000株	
	本店の所在地	山口県下関市本町3丁目1番1号	
	代表者の役職及び氏名	河野 孝正	
	資本金	487百万円（平成27年12月末現在）	
	事業内容	都市ガス供給	
	主たる出資者及び出資比率	太平株式会社 24.5% 菊谷 茂吉 6.8% 西日本液化ガス株式会社 5.6% 株式会社山口銀行 5.0% 山口合同ガス従業員持株会 4.9% （平成27年12月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	-
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	都市ガス供給	

a. 割当予定先の概要	名称	社会福祉法人寿幸会	
	割当株数	100,000株	
	本店の所在地	山口県萩市大字須佐1378-1	
	代表者の役職及び氏名	理事長 齋木 正秀	
	資本金	-	
	事業内容	介護施設運営	
	主たる出資者及び出資比率	-	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	-
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引（理事長にて有り）	
	技術関係	該当事項ありません。	
	取引関係	該当事項ありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社九州リースサービス		
	割当株数	100,000株		
	本店の所在地	福岡市博多区博多駅前4丁目3番18号		
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第41期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日） 平成27年6月29日 福岡財務支局長に提出 四半期報告書 第42期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日） 平成27年8月7日 福岡財務支局長に提出 第42期第2四半期（自平成27年7月1日 至平成27年9月30日） 平成27年11月10日 福岡財務支局長に提出 第42期第3四半期（自平成27年10月1日 至平成27年12月31日） 平成28年2月10日 福岡財務支局長に提出		
	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	402,000株	
		割当予定先が保有している当行の株式の数	第一種優先株式	100,000株
	計	100,000株		
b. 提出者と割当予定先との関係	人事関係	該当事項はありません。		
	資金関係	預金取引、融資取引		
	技術関係	該当事項はありません。		
	取引関係	機器リース		

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社えん	
	割当株数	100,000株	
	本店の所在地	福岡市中央区大名2丁目8番22号天神偕成ビル6階	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 原田 透	
	資本金	100百万円（平成27年12月末現在）	
	事業内容	不動産業	
	主たる出資者及び出資比率	原田 透 63.3% 大阪中小企業投資育成株式会社 9.3% 乗本 成人 9.3% （平成27年12月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 50,000株 第一種優先株式 30,000株 計 80,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	高山石油株式会社	
	割当株数	100,000株	
	本店の所在地	山口県下松市大字平田111-1	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 杉本 慎一	
	資本金	30百万円（平成27年3月末現在）	
	事業内容	石油類卸販売業、運送業	
	主たる出資者及び出資比率	高山(株) 78.2% 高山 真男 10.4% 高山 信夫 4.4% 高山 良雄 4.0% 高山 幸子 2.9% （平成27年3月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 33,000株 計 33,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	有限会社丸河内ゴルフガーデン	
	割当株数	50,000株	
	本店の所在地	山陽小野田市大字丸河内字小野田庭田993番地	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 木村 大作	
	資本金	92百万円(平成27年4月末現在)	
	事業内容	煙草販売、不動産賃貸、ゴルフ練習場、他	
	主たる出資者及び出資比率	木村 大作 28.3% 木村 秀作 21.7% 下迫田 順子 21.7% 朴 恵子 21.7% (平成27年4月末現在)	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 350,000株 計 350,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	大村印刷株式会社	
	割当株数	50,000株	
	本店の所在地	山口県防府市西仁井令一丁目21番55号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 潮 貞男	
	資本金	55百万円(平成28年3月末現在)	
	事業内容	印刷・出版及び同関連事業	
	主たる出資者及び出資比率	小松印刷㈱ 55.1% 大村 昭夫 13.1% 大村 照幸 5.9% 大村 美加 5.1% 大村 耀子 2.6% (平成28年3月末現在)	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 132,006株 第一種優先株式 50,000株 計 182,006株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	取引関係	印刷物発注	

a. 割当予定 先の概要	名称	株式会社カシワバラ・コーポレーション	
	割当株数	50,000株	
	本店の所在地	山口県岩国市山手町1丁目5番16号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 柏原 伸介	
	資本金	250百万円（平成27年1月末現在）	
	事業内容	塗装工事、建築工事他	
	主たる出資者及び出資比率	公益財団法人岩国美術館 37.13% 持株会 14.07% (株)サンオーク 11.97% 柏原 伸二 10.85% （平成27年1月末現在）	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割 当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有して いる当行の株式の数	普通株式 100,000株 計 100,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	融資取引、預金取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	株式会社長門製作所	
	割当株数	50,000株	
	本店の所在地	宇部市大字山中230番地14	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 武永 敏博	
	資本金	44百万円（平成27年3月末現在）	
	事業内容	電機機器製造、金属熱処理業、不動産賃貸	
	主たる出資者及び出資比率	武永 敏博 61.27% 岡多 喜雄 7.35% 真鍋 素則 4.22% （平成27年3月末現在）	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割 当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有して いる当行の株式の数	普通株式 140,000株 計 140,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a . 割当予定 先の概要	名称	若山石油株式会社	
	割当株数	50,000株	
	本店の所在地	山口県周南市温田 2 丁目 3 番 8 号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 藤井 秀尚	
	資本金	50百万円（平成28年 3 月末現在）	
	事業内容	石油製品卸小売業	
	主たる出資者及び出資比率	藤井 洋二 36.8% 藤井 泓 17.4% 藤井 秀尚 5.4% （平成28年 3 月末現在）	
b . 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割 当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有して いる当行の株式の数	普通株式 100,000株 計 100,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a . 割当予定 先の概要	名称	株式会社バルコム	
	割当株数	50,000株	
	本店の所在地	広島市安佐南区中筋三丁目 8 番10号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 山坂 哲郎	
	資本金	50百万円（平成27年12月末現在）	
	事業内容	輸入自動 4 輪及び、輸入自動 2 輪及び、国産・輸入中古車の販売・ 修理 損害保険・生命保険代理店	
	主たる出資者及び出資比率	山坂 哲郎 6.0% 山坂 哲大 49.0% 山坂 まや 22.5% 山坂 えま 22.5% （平成27年12月末現在）	
b . 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割 当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有して いる当行の株式の数	普通株式 50,000株 計 50,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	株式会社合原資材	
	割当株数	50,000株	
	本店の所在地	広島市安芸区瀬野 1 丁目 7 番 4 号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 合原 則弘	
	資本金	10百万円（平成27年12月末現在）	
	事業内容	生コンの製造	
	主たる出資者及び出資比率	合原 則弘 85.7% 合原 恵子 14.3% （平成27年12月末現在）	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割 当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有して いる当行の株式の数	-
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	宇部工業株式会社	
	割当株数	50,000株	
	本店の所在地	宇部市大字妻崎開作874-1	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 河野 剛志	
	資本金	180百万円（平成28年 3 月末）	
	事業内容	総合工事業	
	主たる出資者及び出資比率	宇部工業ホールディングス株式会社 100% （平成28年 3 月末）	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割 当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有して いる当行の株式の数	普通株式 10,000株 計 10,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	株式会社アピールコム	
	割当株数	50,000株	
	本店の所在地	宇部市大字西岐波字岩上229番地327	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 平田 博道	
	資本金	10百万円（平成28年3月末現在）	
	事業内容	広告代理業、不動産賃貸・管理、他	
	主たる出資者及び出資比率	平田 博道 76.7% 平田 亮子 16.5% （平成28年3月末現在）	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割 当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有して いる当行の株式の数	普通株式 30,000株 計 30,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	広告掲載等	

a. 割当予定 先の概要	名称	株式会社イタガキ建設コンサルタント	
	割当株数	50,000株	
	本店の所在地	山口市佐山945番地170	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 板垣 満應	
	資本金	10百万円（平成28年3月末現在）	
	事業内容	土木測量設計、土地家屋調査業務	
	主たる出資者及び出資比率	板垣 満應 50.0% 板垣 龍夫 30.0% （平成28年3月末現在）	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割 当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有して いる当行の株式の数	-
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。		

a. 割当予定先の概要	名称	東洋証券株式会社	
	割当株数	50,000株	
	本店の所在地	東京都中央区八丁堀4丁目7番1号	
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第93期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日） 平成27年6月26日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第94期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日） 平成27年8月11日 関東財務局長に提出 第94期第2四半期（自平成27年7月1日 至平成27年9月30日） 平成27年11月12日 関東財務局長に提出 第94期第3四半期（自平成27年10月1日 至平成27年12月31日） 平成28年2月10日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	647,627株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 420,176株 第一種優先株式 50,000株 計 470,176株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

割当株数43,500株未満の割当予定先は、以下のとおりであります。

割当予定先	住所	割り当てようとする株式の数
株式会社東洋	大阪市西区南堀江2-3-16	40,000
ローレルバンクマシン株式会社	東京都港区虎ノ門1-1-2	35,000
公益財団法人中部財団	山口県下関市大和町2丁目4番8号	30,000
株式会社トレーダー愛	山口県下関市王喜本町6丁目4番50号	30,000
荻野 利浩	山口県下関市	30,000
山口放送株式会社	山口県周南市大字徳山5853-2	30,000
株式会社サンテック	山口県周南市江口2丁目1番17号	30,000
赤坂印刷株式会社	山口県周南市大字馬神字松川854番1	30,000
株式会社笹戸建築事務所	山口県周南市新町1丁目49番地	30,000
株式会社山田事務所	山口県下松市大字平田460番地	30,000
貞木 妙子	山口県光市	30,000
医療法人 新生会	山口県岩国市麻里布町3丁目5-5	30,000
Kビジョン株式会社	山口県下松市瑞穂町2-8-8	30,000
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋1-20-3	30,000
総合警備保障株式会社	東京都港区元赤坂1-6-6	30,000
株式会社恵比須商会	山口県下関市大和町2丁目4番8号	20,000

割当予定先	住所	割り当てようとする株式の数
株式会社A S K A	山口県下関市大和町 2 丁目 4 番26号	20,000
鷹野 芳和	山口県下関市	20,000
サマンサジャパン株式会社	山口県周南市河東町 2 番36号	20,000
徳機株式会社	山口県周南市港町11番 1 号	20,000
株式会社恵比須堂印刷	山口県防府市大字浜方字中浜272番地17	20,000
岡村 直哉	山口県光市	20,000
協和建設工業株式会社	山口県萩市大字椿2370番地	20,000
井森工業株式会社	山口県柳井市伊保庄4907番地	20,000
河崎運輸機工株式会社	山口県岩国市新港町 4 丁目15-25	20,000
松本工業株式会社	福岡県北九州市小倉北区三萩野 1 丁目 2 番 5 号	20,000
アサヒ工業株式会社	山口県下松市大字平田122-7	20,000
梅本 光紀	山口県下松市	20,000
兼本建設株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字波野268番地	20,000
富士通株式会社	川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号	20,000
株式会社秋川牧園	山口県山口市仁保下郷317番地	15,000
笹原 友也	山口県下関市	10,000
株式会社山一電設	山口県周南市権現町 4 番10号	10,000
山崎 昭義	山口県周南市	10,000
協和機工株式会社	山口県山口市徳地伊賀地1805番地	10,000
日精興産株式会社	山口県周南市江の宮町 7 番26号	10,000
株式会社山陽機械センター	山口県周南市築港町 5 番 1 号	10,000
株式会社西部設計	山口県周南市遠石 3 丁目 9 番 8 号	10,000
株式会社貞木会計事務所	山口県光市中央 2 丁目8-24	10,000
株式会社ファーストホーム	山口県防府市国衙 3 丁目 1 番41号	10,000
株式会社とれとれ市場	山口県山口市宮野上179番地 3	10,000
山口朝日放送株式会社	山口県山口市中央 3 丁目 5 番25号	10,000
株式会社ヒューモア	山口県山口市緑町 5 番 7 号	10,000
医療法人とよた整形外科クリニック	山口県山口市大内御堀1733番地 2	10,000
株式会社イワナミ	山口県岩国市昭和町2-4-1	10,000
医療法人南和会	山口県岩国市由宇町千鳥ヶ丘 1 丁目 1 番 1 号	10,000
株式会社中国警備保障	山口県岩国市麻里布町3-14-14	10,000
株式会社岩国イエローハット	山口県岩国市麻里布町 6 丁目 8 番10号	10,000
株式会社丸勢運輸	福岡県北九州市小倉北区赤坂海岸 5 番 3 号	10,000
株式会社石田屋ホテルズ	山口県山口市小郡下郷1292	10,000
株式会社住本鉄工所	広島県広島市安芸区船越南 4 丁目11-23	10,000

割当予定先	住所	割り当てようとする株式の数
松下 博宣	山口県周南市	10,000
株式会社オーパス	山口県周南市銀座1丁目2	10,000
田中酸素株式会社	山口県宇部市大字妻崎開作1587-16	10,000
クリオ工業有限会社	山口県周南市大字樋口630-17	10,000
金井金属工業株式会社	山口県下松市潮音町8-5-25	10,000
近藤商事株式会社	山口県下松市大字西豊井中島町1404-5	10,000
清和工業株式会社	山口県下松市葉山2-904-24	10,000
周防ビル管理株式会社	山口県下松市大手町3-1-5	10,000
株式会社中国電機サービス社	下関市長府扇町4番30-2号	10,000
学校法人徳山教育財団	山口県周南市学園台843-4-2	10,000
太陽工業株式会社	広島市中区江波南2丁目15-17	10,000

c 割当予定先の選定理由

第二種優先株式の割当予定先の大宗は当行の取引先であり、当行が本店を置く地元山口県に拠点を有する法人若しくはその役員であります。これら割当予定先においては、当行の状況を既にご理解頂いていると考えているところ、第二種優先株式の発行により、パーゼル に基づく国内基準のもとでの十分な自己資本比率を確保し、また自己資本の増強及び財務基盤の強化を図り、安定的な収益基盤の向上を目指すという当行の方針にご理解を頂いたことから、割当予定先として適切であると判断し、選定いたしました。

d 株式等の保有方針

当行は、各割当予定先が第二種優先株式を中長期的に保有する方針であるとの意向を口頭で確認しております。

e 払込みに要する資金等の状況

当行は、各割当予定先との面談等により、各割当予定先より本第三者割当増資に必要な資金を保有している旨の説明を受けておりますが、金融商品取引法上の開示書類を開示している各先に関しましては、各先が開示している直近の有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書により財務諸表の現預金並びに経営成績及び財政状態を確認する一方、上記に該当しない各先に関しましては、直近の計算書類や当行又は他行預金通帳等（個人の場合を含む）自己の資金の十分性を示す書類の写しを確認することにより、本第三者割当増資のそれぞれの引受株式数に係る払込みに要する資金に相当する資金を有するものと判断しております。

f 割当予定先の実態

当行は、「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」をホームページに公表し、反社会的勢力との関係遮断を明確に示し、研修等を通じて基本的な考え方を行内に周知徹底しております。また、規程類やマニュアル類（以下、「社内規定」といいます。）を整備し、反社会的な勢力との具体的な対応要領をわかりやすく示すとともに、営業店・本部の連携、警察当局等との連携により、反社会的勢力から接触があった場合にも、速やかに対応策を協議し適切な対応ができる体制を構築しております。

具体的には、当行社内規定において、当行内での情報共有化を図り、反社会的勢力等との取引排除により取引の健全性を図ることを目的に、反社会的勢力等に係る情報を本部コンプライアンス統括部門が一元集中管理し、当行との各種取引を開始するに際し、反社会的勢力情報に該当しないかを確認することとしております。

割当予定先のうち、融資取引先については、上記社内規定に基づき融資実行前に反社会的勢力等でないことを確認しておりますが、本第三者割当増資に際し、反社会的勢力情報に該当しないかの確認を再度改めて実施しております。また預金取引先についても、口座開設時に反社会的勢力等に関する照会を実施してまいりましたが、今般改めて反社会的勢力情報に該当しないかの確認を実施しております。融資取引先及び預金取引先のいずれにも該当しない割当予定先については、本第三者割当増資に際し、反社会的勢力情報に該当しないかの確認を実施しております。以上により、本第三者割当増資に係る割当予定先については、全先とも反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と何らかの関係を有するものではないと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

第二種優先株式には普通株式を対価とする取得条項が付されておりますが、普通株式を対価とする取得状況については一斉取得日が平成38年7月21日に設定されているため、発行日において直ちに普通株式の希薄化が生じることはないこと、第二種優先株式には金銭を対価とする取得条項が付されており、所定の条件を満たせば、普通株式の希薄化が生じることを回避することができる設計となっていること、一斉取得価額は一斉取得日における連結BPS（若しくは当行の普通株式が上場等をしている場合には一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値平均値）とされており、一定の配慮のされた価額での取得となること等から、普通株式の希薄化によって既存株主に生じ得る影響は限定的となっております。さらに、第二種優先配当金は第一種優先配当金のそれを下回る年率に基づき支払われることとされており、また、当行は、本第三者割当増資の払込期日である平成28年7月19日に第一種優先株式の全部の取得を予定しているため、パーゼルに基づく国内基準における自己資本比率規制に照らして十分なコア資本を確保しつつ将来における優先配当の負担を削減し、継続的な事業運営及び資本増強計画の着実な遂行を可能にするものと見込んでおります。

これらの観点を踏まえ、第二種優先株式に係る発行条件は当行にとって合理性があるものと判断しております。

また、第二種優先株式に係る払込価額は、第二種優先株式の内容のほかにも、当行の最近の業績及び財政状態が安定的に推移していること、第一種優先株式の内容及びその発行価額が1株当たり1,000円であることを勘案の上、これらを総合的に検討した結果、1株あたり1,000円と決定いたしました。他の地方銀行による第二種優先株式と類似の商品性の優先株式発行事例（第二種優先株式の配当年率の2.00%を上回る優先配当率）と、発行体格付の相違及び金融市場環境の変化による影響等を加味した比較という観点でも、第二種優先株式の配当年率及び払込価額は会社法に定める「特に有利な金額」には該当しないものと判断しておりますが、当行普通株式が非上場であることから市場価格等の客観的データが存在しないため第二種優先株式の価値算定を行うための諸条件を完全に反映した理論的価値の算定が困難であり、その価値評価については様々な考え方がありうることから、平成28年6月24日開催の定時株主総会の特別決議により株主の承認を頂くことを条件に本第三者割当増資を行うことといたしました。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

第二種優先株式には、普通株式を対価とする一斉取得条項が付されており、一斉取得日（平成38年7月21日）において当行に取得されていない第二種優先株式については、当行がこれを取得するのと引換えに当行普通株式が交付されます。かかる一斉取得において第二種優先株主に交付される当行普通株式数は、各第二種優先株主が有する第二種優先株式数に払込金額を乗じた額を一斉取得価額で除して算出されますが、一斉取得価額は一斉取得日まで確定しないため、現時点では未確定であります。仮に第二種優先株式に係る募集株式数の上限である5,000,000株が発行され、かつ、下限取得価額255円（第108期第3四半期に係る四半期報告書に基づき算定した見込価額）で株式を交付するとした場合、当行は最大で議決権数19,607個の議決権を有する普通株式を第二種優先株主に対し交付する可能性があります。かかる場合でも、平成28年3月31日現在の当行の発行済普通株式に係る議決権総数である90,854個に対する割合は21.5%（小数点第二位以下を切り捨てて表示）であり、かつ支配株主となる者が生じる場合にも該当しないため、第二種優先株式の発行は、大規模な第三者割当に該当いたしません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	3,935	4.33	3,935	3.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,459	3.81	3,459	3.13
西京銀行行員持株会	山口県周南市平和通一丁目10番の2	2,989	3.29	2,989	2.71
富士通株式会社	川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	1,656	1.80	1,656	1.55
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,618	1.78	1,618	1.46
日本国土開発株式会社	東京都港区赤坂四丁目9番9号	1,381	1.24	1,391	1.95
株式会社ほけんeye西京	山口県周南市銀南街4番地 徳山銀南街ビル6階	1,377	1.52	1,377	1.25
公益財団法人西京教育文化振興財団	山口県周南市平和通一丁目10番の2	1,211	1.33	1,211	1.10
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	1,120	1.02	929	0.84
防長交通株式会社	山口県周南市松保町7番9号	831	0.91	831	0.75
計	-	19,580	21.04	19,399	18.30

(注) 1 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

- 2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数（本第三者割当増資により発行される第二種優先株式の全てを下限取得価額255円（第108期第3四半期に係る四半期報告書に基づき算定した見込価額）により当行が一斉取得したと仮定した場合における潜在普通株式に係る議決権を含む。）を、平成28年3月31日現在の総議決権数に、本第三者割当増資により増加する議決権数19,607個（本第三者割当増資により第二種優先株式に係る募集株式数の上限である5,000,000株が発行され、かつその全てを下限取得価額255円（第108期第3四半期に係る四半期報告書に基づき算定した見込価額）により当行が一斉取得したと仮定した場合における潜在普通株式に係る議決権数）を加えた数で除して算出した割合です。

なお、所有普通株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下の通りであります。

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	3,935	4.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,459	3.81
西京銀行行員持株会	山口県周南市平和通一丁目10番の2	2,989	3.29
富士通株式会社	川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	1,636	1.80
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,618	1.78
株式会社ほけんeye西京	山口県周南市銀南街4番地 徳山銀南街ビル6階	1,377	1.52
公益財団法人西京教育文化振興財団	山口県周南市平和通一丁目10番の2	1,211	1.33
日本国土開発株式会社	東京都港区赤坂四丁目9番9号	1,131	1.24
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	929	1.02
防長交通株式会社	山口県周南市松保町7番9号	831	0.91
計	-	19,116	21.04

その他種類株式に係る株主は、以下の通りであります。(平成28年3月31日現在)

第一種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	当該株式数に 対する所有株式数の 割合(%)
東ソー株式会社	山口県周南市開成町4560番地	300,000	13.33
株式会社トクヤマ	山口県周南市御影町1番1号	300,000	13.33
日本国土開発株式会社	東京都港区赤坂四丁目9番9号	250,000	11.11
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	191,000	8.49
株式会社中電工	広島市中区小網町6番12号	150,000	6.67
株式会社テックムービング	愛媛県松山市元町2番10号	150,000	6.67
株式会社九州リースサービス	福岡市博多区博多駅前4丁目3番18号	100,000	4.44
萩山口信用金庫	山口県山口市道場門前1丁目5-1	60,000	2.67
大村印刷株式会社	山口県防府市西仁井令1丁目21-55	50,000	2.22
宇部マテリアルズ株式会社	山口県宇部市相生町8番1号	50,000	2.22
株式会社長府製作所	山口県下関市長府扇町2番1号	50,000	2.22
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀4丁目7番1号	50,000	2.22
その他23先(注)		549,000	24.40
計(注)	-	2,250,000	100

(注)1 自己株式30,000株は含んでおりません。

2 平成28年3月31日以降、一部の第一種優先株式について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことにより、第一種優先株式の発行済株式数は平成28年5月9日時点で2,020,000株となっております。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第107期事業年度）及び四半期報告書（第108期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年5月11日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成28年5月11日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2．最近の業績の概要

平成28年度3月期連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の業績の概要

平成28年5月11日開催の取締役会で承認し、公表した平成28年3月期連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に係る連結財務諸表は以下の通りであります。

なお、この連結財務諸表は、注記の一部を省略する等しているため、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成したものではありません。また、この連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していませんので、監査報告書は受領していません。

## 連結財務諸表

## (1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	73,691	63,300
買入金銭債権	1,393	1,175
商品有価証券	22	38
金銭の信託	3,500	3,988
有価証券	220,123	212,425
貸出金	825,239	908,749
外国為替	201	424
その他資産	10,603	14,161
<b>有形固定資産</b>	10,887	11,375
建物	3,476	4,004
土地	6,694	6,607
リース資産	81	109
建設仮勘定	270	217
その他の有形固定資産	365	436
<b>無形固定資産</b>	2,219	2,789
ソフトウェア	1,514	1,566
のれん	308	231
その他の無形固定資産	396	991
繰延税金資産	41	166
支払承諾見返	1,813	11,062
貸倒引当金	4,221	3,810
<b>資産の部合計</b>	<b>1,145,517</b>	<b>1,225,845</b>
<b>負債の部</b>		
預金	1,047,757	1,142,287
コールマネー	20,000	-
借入金	3,342	2,332
社債	13,100	11,100
その他負債	7,085	5,812
退職給付に係る負債	2,543	2,960
役員退職慰労引当金	221	257
睡眠預金払戻損失引当金	168	332
利息返還損失引当金	9	5
偶発損失引当金	119	137
繰延税金負債	911	-
再評価に係る繰延税金負債	963	912
支払承諾	1,813	11,062
<b>負債の部合計</b>	<b>1,098,035</b>	<b>1,177,200</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
資本金	12,690	12,690
資本剰余金	10,300	10,300
利益剰余金	14,732	18,137
自己株式	64	75
株主資本合計	37,659	41,052
その他有価証券評価差額金	8,455	6,493
繰延ヘッジ損益	32	12
土地再評価差額金	1,510	1,551
退職給付に係る調整累計額	214	551
その他の包括利益累計額合計	9,718	7,480
非支配株主持分	104	111
純資産の部合計	47,482	48,645
負債及び純資産の部合計	1,145,517	1,225,845

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
(連結損益計算書)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
経常収益	25,963	25,464
資金運用収益	20,213	19,193
貸出金利息	16,831	16,960
有価証券利息配当金	3,165	2,100
コールローン利息及び買入手形利息	16	12
債券貸借取引受入利息	-	0
預け金利息	48	77
その他の受入利息	151	42
役務取引等収益	3,273	3,626
その他業務収益	1,886	525
その他経常収益	590	2,119
貸倒引当金戻入益	-	362
償却債権取立益	3	0
その他の経常収益	586	1,756
経常費用	19,483	19,487
資金調達費用	2,402	2,702
預金利息	2,012	2,345
譲渡性預金利息	0	9
コールマネー利息	0	0
債券貸借取引支払利息	-	1
借入金利息	49	26
社債利息	301	288
その他の支払利息	38	30
役務取引等費用	4,186	4,522
その他業務費用	78	4
営業経費	11,505	11,661
その他経常費用	1,310	596
貸倒引当金繰入額	862	-
その他の経常費用	447	596
経常利益	6,480	5,977
特別利益	14	0
固定資産処分益	14	0
特別損失	480	59
固定資産処分損	93	10
減損損失	387	48
税金等調整前当期純利益	6,014	5,919
法人税、住民税及び事業税	2,158	1,659
法人税等調整額	506	181
法人税等合計	2,664	1,841
当期純利益	3,350	4,078
非支配株主に帰属する当期純利益	3	7
親会社株主に帰属する当期純利益	3,346	4,070

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	3,350	4,078
その他の包括利益	1,150	2,230
その他有価証券評価差額金	1,051	1,962
繰延ヘッジ損益	30	20
土地再評価差額金	99	48
退職給付に係る調整額	31	336
包括利益	4,501	1,847
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,497	1,839
非支配株主に係る包括利益	3	7

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,690	10,300	11,869	56	34,804
会計方針の変更による累積的影響額			23		23
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,690	10,300	11,893	56	34,827
当期変動額					
剰余金の配当			627		627
親会社株主に帰属する当期純利益			3,346		3,346
自己株式の取得				7	7
土地再評価差額金の取崩			120		120
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	2,839	7	2,832
当期末残高	12,690	10,300	14,732	64	37,659

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	7,403	63	1,530	183	8,688	100	43,592
会計方針の変更による累積的影響額							23
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,403	63	1,530	183	8,688	100	43,616
当期変動額							
剰余金の配当							627
親会社株主に帰属する当期純利益							3,346
自己株式の取得							7
土地再評価差額金の取崩							120
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,051	30	20	31	1,030	3	1,034
当期変動額合計	1,051	30	20	31	1,030	3	3,866
当期末残高	8,455	32	1,510	214	9,718	104	47,482

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,690	10,300	14,732	64	37,659
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,690	10,300	14,732	64	37,659
当期変動額					
剰余金の配当			673		673
親会社株主に帰属する当期純利益			4,070		4,070
自己株式の取得				11	11
土地再評価差額金の取崩			6		6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	3,404	11	3,393
当期末残高	12,690	10,300	18,137	75	41,052

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	8,455	32	1,510	214	9,718	104	47,482
会計方針の変更による累積的影響額							-
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,455	32	1,510	214	9,718	104	47,482
当期変動額							
剰余金の配当							673
親会社株主に帰属する当期純利益							4,070
自己株式の取得							11
土地再評価差額金の取崩							6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,962	20	41	336	2,237	7	2,230
当期変動額合計	1,962	20	41	336	2,237	7	1,163
当期末残高	6,493	12	1,551	551	7,480	111	48,645

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	6,014	5,919
減価償却費	734	762
減損損失	387	48
のれん償却額	77	77
貸倒引当金の増減( )	19	410
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	26	417
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	50	35
睡眠預金払戻損失引当金の増減額( は減少)	22	163
偶発損失引当金の増減額( は減少)	36	17
持分法による投資損益( は益)	-	28
資金運用収益	20,213	19,193
資金調達費用	2,402	2,702
有価証券関係損益( )	1,882	1,466
金銭の信託の運用損益( は益)	54	9
為替差損益( は益)	32	2
固定資産処分損益( は益)	78	9
貸出金の純増( )減	71,319	83,509
預金の純増減( )	20,330	94,530
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	28	9
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	28	1,038
コールローン等の純増( )減	1,942	217
コールマネー等の純増減( )	20,000	20,000
外国為替(資産)の純増( )減	46	200
資金運用による収入	20,634	19,354
資金調達による支出	2,838	2,656
その他	2,583	3,983
小計	26,214	5,748
法人税等の支払額	367	2,852
法人税等の還付額	469	-
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>26,112</b>	<b>8,600</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	87,463	65,005
有価証券の売却による収入	89,967	39,634
有価証券の償還による収入	8,645	30,996
金銭の信託の増加による支出	3,500	1,000
金銭の信託の減少による収入	54	500
有形固定資産の取得による支出	529	909
無形固定資産の取得による支出	570	1,013
有形固定資産の売却による収入	189	29
関係会社株式の取得による支出	-	265
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>6,792</b>	<b>2,964</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	-	1,000
劣後特約付社債の償還による支出	-	2,000
配当金の支払額	627	673
自己株式の取得による支出	7	11
その他	-	31
財務活動によるキャッシュ・フロー	635	3,716
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	19,955	9,351
現金及び現金同等物の期首残高	92,304	72,348
現金及び現金同等物の期末残高	72,348	62,996

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 1. 連結の範囲に関する事項

## (1) 連結子会社 7社

会社名

(株)エス・ケイ・ベンチャーズ

きらら債権回収(株)

(株)西京システムサービス

西京カード(株)

投資事業有限責任組合さいきょう地域支援ファンド

投資事業有限責任組合さいきょう地方創生ファンド

投資事業有限責任組合さいきょう観光ファンド

投資事業有限責任組合さいきょう観光ファンドは新規設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めておりません。

## (2) 非連結子会社

会社名

投資事業有限責任組合西京サポート参号

投資事業有限責任組合さいきょう農林漁業成長産業化ファンド

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

## (1) 持分法適用の非連結子会社 0社

## (2) 持分法適用の関連会社 1社

(株)ジェイ・モーゲージバンク

(株)ジェイ・モーゲージバンクは、当連結会計年度において当行が同社株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。

## (3) 持分法非適用の非連結子会社

会社名

投資事業有限責任組合西京サポート参号

投資事業有限責任組合さいきょう農林漁業成長産業化ファンド

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

## (4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

## (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

12月末日 3社

## (2) 12月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、3月末日の財務諸表により連結しております。

## 4. 会計方針に関する事項

## (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

## (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社への出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等（株式は連結決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

## (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

## (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：5年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（当行の勘定系基幹システム関連については12年、その他は主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

## (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,586百万円（前連結会計年度末は4,204百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

## (6) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## (7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## (8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、子会社である西京カード㈱が将来の利息返還金の発生に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ、最近の返還状況を考慮する等により、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

## (9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度の対象となる信用保証協会保証付融資に対して、当該融資が信用保証協会の代位返済を受けた場合に当行が費用負担すべき額を見積もって計上しております。

## (10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

## (11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社は、外貨建資産・負債を保有しておりません。

## (12) 重要なヘッジ会計の方法

## (イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

## (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、連結子会社はヘッジ取引を行っておりません。

## (13) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っております。

## (14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

## (15) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## （会計方針の変更）

## 「企業結合に関する会計基準」等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法に変更します。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、連結会計基準第44-5項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響額はありません。

## （未適用の会計基準等）

## 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

## (1)概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

## (2)適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

## (3)当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

## （セグメント情報等）

## 〔セグメント情報〕

当行グループは、銀行業務以外に一部で債権管理回収業務、ベンチャーキャピタル業務等の業務を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	16,835	5,268	3,273	586	25,963

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

## 2．地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	17,323	3,756	3,626	758	25,464

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

## 2．地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

## 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

		前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	円	492.90	505.53
1株当たり当期純利益金額	円	35.76	43.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	32.42	39.44

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	47,482	48,645
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,443	2,440
うち第一種優先株式払込金額	百万円	2,260	2,250
うち第一種優先株式配当額	百万円	79	78
うち非支配株主持分	百万円	104	111
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	45,038	46,204
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	91,373	91,398

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,346	4,070
普通株主に帰属しない金額	百万円	79	78
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	79	78
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,267	3,991
普通株式の期中平均株式数	千株	91,372	91,400
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	11,843	11,789
うち優先株式数	千株	11,843	11,789
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(注) 3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用し、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っております。

なお、これらによる1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額への影響額はありません。

## (重要な後発事象)

## (第三者割当による第二種優先株式の発行)

当行は、平成28年5月11日開催の取締役会において、第三者割当による第二種優先株式の発行を以下の内容にて決議しております。

## 1. 第二種優先株式の概要

(1) 募集株式の名称	株式会社西京銀行第二種優先株式	
(2) 募集株式の上限	5,000,000株	
(3) 発行価額	1株につき1,000円	
(4) 募集株式の払込金額の総額の上限	5,000,000,000円	
	増加する資本金の額(上限)	2,500,000,000円
	増加する資本準備金の額(上限)	2,500,000,000円
(5) 募集方法	第三者割当の方法により、当行お取引のお客さまを中心に割り当てを行う予定です。	
(6) 払込期日	平成28年7月19日(火) (申込期間 平成28年7月11日から平成28年7月19日まで)	
(7) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、並びに平成28年6月24日開催予定の当行の定時株主総会、普通株主による種類株主総会及び第一種優先株主による種類株主総会において、発行に必要な定款変更に関する議案が承認されること、並びに上記定時株主総会において本件第三者割当に関する議案が承認されることを条件としております。	

(注) 募集株式の数及びそれに連動する事項(募集株式の払込金額の総額、増加する資本金の額の総額及び増加する資本準備金の額の総額)は、当行の定時株主総会(平成28年6月24日開催予定)後に開催される当行取締役会において最終的に決定される予定です。

## 2. 手取金の使途

募集株式の払込金額から発行諸費用を差し引いた手取金については、平成28年7月19日に行う第一種優先株式の取得に使用するほか、当行グループの財務基盤の強化のため、平成28年9月期において、全額を地元中小企業等向け貸出金等運転資金に充当する予定であります。

## (第一種優先株式取得及び消却)

当行は、平成28年5月11日開催の取締役会において、第一種優先株式の取得及び消却を以下のとおり決議しております。なお、当該取得は、当行定款第13条の2第9項の規定による金銭を対価とする取得(強制償還)であります。

## 1. 取得の理由

自己資本の質の向上を図ることを目的といたします。なお、上記(第三者割当による第二種優先株式の発行)に記載のとおり、第一種優先株式の取得資金は、第三者割当による第二種優先株式の調達資金の一部を充たいたします。

## 2. 取得の内容

(1) 取得対象株式の種類	株式会社西京銀行第一種優先株式
(2) 取得対象株式の総数	2,020,000株
(3) 取得価額	1株につき1,000円
(4) 取得価額の総額	2,020,000,000円
(5) 取得予定日	平成28年7月19日(火)

## 3. その他

取得した第一種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、取得後速やかに消却いたします。なお、取得した第一種優先株式の消却により、その他資本剰余金が同額減少いたします。

## 個別財務諸表

## (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
現金預け金	73,671	63,293
現金	8,797	13,045
預け金	64,874	50,248
買入金銭債権	1,270	1,067
商品有価証券	22	38
商品国債	22	38
金銭の信託	3,500	3,988
有価証券	221,208	213,708
国債	101,689	92,334
地方債	24,728	29,644
社債	38,467	27,886
株式	16,112	13,476
その他の証券	40,210	50,365
貸出金	829,779	917,156
割引手形	3,030	3,315
手形貸付	32,418	35,420
証書貸付	742,650	816,219
当座貸越	51,679	62,201
外国為替	201	424
外国他店預け	201	424
その他資産	5,638	5,196
前払費用	2,574	2,408
未収収益	1,440	1,436
金融派生商品	2	5
その他の資産	1,621	1,346
有形固定資産	10,880	11,343
建物	3,473	3,998
土地	6,694	6,607
リース資産	81	109
建設仮勘定	270	217
その他の有形固定資産	360	409
無形固定資産	1,915	2,506
ソフトウェア	1,519	1,515
その他の無形固定資産	396	991
支払承諾見返	1,813	11,062
貸倒引当金	4,190	3,764
資産の部合計	1,145,712	1,226,022

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
預金	1,048,538	1,143,302
当座預金	18,513	18,799
普通預金	309,307	321,081
貯蓄預金	42,401	24,788
通知預金	6,191	5,503
定期預金	665,090	758,510
定期積金	2,578	2,509
その他の預金	4,454	12,108
コールマネー	20,000	-
借入金	3,342	2,332
借入金	3,342	2,332
社債	13,100	11,100
その他負債	6,876	5,619
未払法人税等	1,825	605
未払費用	3,314	3,285
前受収益	372	407
給付補填備金	0	0
金融派生商品	49	44
リース債務	81	107
資産除去債務	105	98
その他の負債	1,128	1,069
退職給付引当金	2,221	2,162
役員退職慰労引当金	218	252
睡眠預金払戻損失引当金	168	332
偶発損失引当金	119	137
繰延税金負債	1,013	95
再評価に係る繰延税金負債	963	912
支払承諾	1,813	11,062
負債の部合計	1,098,375	1,177,309
純資産の部		
資本金	12,690	12,690
資本剰余金	10,300	10,300
資本準備金	4,264	4,264
その他資本剰余金	6,036	6,036
利益剰余金	14,476	17,766
利益準備金	674	808
その他利益剰余金	13,802	16,957
別途積立金	2,832	2,832
繰越利益剰余金	10,970	14,125
自己株式	64	75
株主資本合計	37,403	40,681
その他有価証券評価差額金	8,455	6,492
繰延ヘッジ損益	32	12
土地再評価差額金	1,510	1,551
評価・換算差額等合計	9,933	8,031
純資産の部合計	47,336	48,713
負債及び純資産の部合計	1,145,712	1,226,022

## (2) 損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
経常収益	25,262	24,436
資金運用収益	20,242	19,407
貸出金利息	16,880	17,148
有価証券利息配当金	3,163	2,147
コールローン利息	16	12
債券貸借取引受入利息		0
預け金利息	48	77
金利スワップ受入利息	13	-
その他の受入利息	118	22
役務取引等収益	2,616	2,462
受入為替手数料	405	356
その他の役務収益	2,210	2,106
その他業務収益	1,886	525
外国為替売買益	32	-
商品有価証券売買益	-	0
国債等債券売却益	1,842	525
金融派生商品収益	11	-
その他の業務収益	0	0
その他経常収益	516	2,041
貸倒引当金戻入益	-	379
償却債権取立益	3	0
株式等売却益	261	1,130
金銭の信託運用益	54	0
その他の経常収益	196	529
経常費用	18,910	18,712
資金調達費用	2,402	2,702
預金利息	2,012	2,346
譲渡性預金利息	0	9
コールマネー利息	0	0
債券貸借取引支払利息	-	1
借用金利息	49	26
社債利息	301	288
金利スワップ支払利息	38	30
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	3,950	4,116
支払為替手数料	1	1
その他の役務費用	3,949	4,115
その他業務費用	78	4
外国為替売買損	-	2
商品有価証券売買損	0	-
国債等債券売却損	11	1
国債等債券償還損	67	0
営業経費	11,288	11,320
その他経常費用	1,190	568
貸倒引当金繰入額	822	-
株式等売却損	153	127
株式等償却	-	82
金銭の信託運用損	-	10
その他の経常費用	214	348
経常利益	6,351	5,723

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
特別利益	14	0
固定資産処分益	14	0
特別損失	479	58
固定資産処分損	92	10
減損損失	387	48
税引前当期純利益	5,886	5,666
法人税、住民税及び事業税	2,103	1,550
法人税等調整額	470	160
法人税等合計	2,573	1,710
当期純利益	3,312	3,955

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,690	4,264	6,036	10,300	548	2,832	8,266	11,647	56	34,582
会計方針の変更による累積的影響額							23	23		23
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,690	4,264	6,036	10,300	548	2,832	8,290	11,671	56	34,605
当期変動額										
剰余金の配当							627	627		627
利益準備金の積立					125		125	-		-
当期純利益							3,312	3,312		3,312
自己株式の取得									7	7
土地再評価差額金の取崩							120	120		120
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	125	-	2,679	2,805	7	2,797
当期末残高	12,690	4,264	6,036	10,300	674	2,832	10,970	14,476	64	37,403

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	7,403	63	1,530	8,871	43,453
会計方針の変更による累積的影響額					23
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,403	63	1,530	8,871	43,476
当期変動額					
剰余金の配当					627
利益準備金の積立					-
当期純利益					3,312
自己株式の取得					7
土地再評価差額金の取崩					120
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,051	30	20	1,061	1,061
当期変動額合計	1,051	30	20	1,061	3,859
当期末残高	8,455	32	1,510	9,933	47,336

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,690	4,264	6,036	10,300	674	2,832	10,970	14,476	64	37,403
会計方針の変更による累積的影響額										-
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,690	4,264	6,036	10,300	674	2,832	10,970	14,476	64	37,403
当期変動額										
剰余金の配当							673	673		673
利益準備金の積立					134		134	-		-
当期純利益							3,955	3,955		3,955
自己株式の取得									11	11
土地再評価差額金の取崩							6	6		6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	134	-	3,154	3,289	11	3,278
当期末残高	12,690	4,264	6,036	10,300	808	2,832	14,125	17,766	75	40,681

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	8,455	32	1,510	9,933	47,336
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,455	32	1,510	9,933	47,336
当期変動額					
剰余金の配当					673
利益準備金の積立					-
当期純利益					3,955
自己株式の取得					11
土地再評価差額金の取崩					6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,963	20	41	1,901	1,901
当期変動額合計	1,963	20	41	1,901	1,376
当期末残高	6,492	12	1,551	8,031	48,713

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを見込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第107期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 中国財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第108期第3四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月10日 中国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6月25日

株式会社西京銀行  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋宗 勝彦 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 高山 裕三 印  
業務執行社員

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に準ずる監査証明を行うため、株式会社西京銀行の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社西京銀行が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月25日

株式会社西京銀行

取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋宗 勝彦 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高山 裕三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第107期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月9日

株式会社西京銀行

取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋宗 勝彦 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下西 富男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。